

単位費用

財政需要は、各地方団体の測定単位に「単価」を乗じることによって算定されるが、この測定単位に乗する単価を「単位費用」という。

地方交付税法第2条第6号においては、単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし」と規定し、その算定は、次のとおりである。

[算式]

$$\begin{aligned}\text{単位費用} &= \frac{\text{標準団体の標準的な歳出} - \text{うち国庫補助金等の特定財源}}{\text{標準団体の測定単位の数値}} \\ &= \frac{\text{標準団体の標準的な一般財源所要額}}{\text{標準団体の測定単位の数値}}\end{aligned}$$

(1) 単位費用の法定

行政項目ごとの、測定単位一単位当たりの単価（一般財源所要額）が、単位費用である。そこで、単位費用は、道府県分及び市町村分に分けて、各算定項目の測定単位ごとに定められている。

単位費用は、地方団体が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源の額を、測定単位一単位当たりで示したものであり、その数値が法律で定められている。

このため、地方行政の制度改革、公務員の給与改定、国庫補助事業の予算額の変更、物価の上昇や地方行政水準の引上げ等のため、単位費用の積算基礎に変更があった場合には、法律改正により、単位費用の改定を行う必要がある。

(2) 標準団体

単位費用を算出するために、標準的な地方団体（標準団体）又は標準的な施設（標準施設）を設定する。具体的には、人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、地理的条件などが特異ではないもの（積雪地帯や離島ではなく、また都市化も平均的なもの）を想定する。

（例）

	都道府県	市町村
人口	1,700,000人	100,000人
面積	6,500 Km ²	210 Km ²
世帯数	750,000世帯	44,000世帯
道路の延長	3,900 km	500 km

さらに、標準的な経費を算定するための標準団体について、費目ごとにより細かく、行政規模を設定している。

(3) 行政水準と内容

単位費用は、上記の標準的な団体において、合理的かつ妥当な水準により行われる行政に必要な経費を基礎として決定される。

おおむね次の基準によって算入されている。

① 給与費

地方財政計画で定められる給与水準、すなわち各人事委員会の勧告等を反映して算定されたものが用いられる。職員数についても、地方財政計画の考え方（地方団体における定員管理の取組を勘案したものあるいは各省庁の定めた基準）に従うものとされている。

② 国の負担を伴う建設事業費あるいは一般行政経費

各年度の国の予算に伴う地方負担額の総額が、おおむね基準財政需要額の全国総額に算入されるような水準において定められている。その際、普遍性の少ないものを除き、義務的性格の程度等を考慮して算定される。

③ 国の補助負担金等を伴わない地方団体施行の建設事業費及び一般行政経費

地方財政計画、地方団体の決算状況等を参考に経費の積算が行われている。

(4) 特定財源の取扱い

単位費用は、「一般財源」によって賄われるべき財政需要を表すための測定単位一単位当たりの単価である。したがって、その積算基礎においては、特定財源は原則として除外される。除外される特定財源は、国庫補助金、使用料・手数料、分担金・負担金及び目的税等の収入である。

(5) 単位費用の算定

以上のようにして算定された地方行政の種類ごとの一般財源所要額（差引一般財源）を、その基礎となった標準団体又は標準施設において想定された測定単位の数値で除して算出される。単位費用の算出は、次のような手順である。

① 地方団体が行わなければならない事務及び行うことが標準的である事務が設定される。

② 標準団体が備えるべき行政規模を設定し、あわせて、これに必要な職員数を設定する。

③ 行政事務内容の細目、細節ごとに、必要となる行政経費を算出する。

経費は、給与費、需用費のようにそれぞれの事業に要する金額（積算内容）を積み上げて経費区分（地方団体の予算書では「節」と呼ばれる）ごとの金額を出し、これを足し上げて「歳出」となる。国庫補助金等が交付される場合はこれらの特定財源が「歳入」として計上され、必要な一般財源は歳出から歳入を差し引いた「差引一般財源」となる。